

平成18年3月27日

豊島区長 高野之夫様

豊島区自転車等駐車対策協議会  
会長 太田勝敏**「豊島区自転車等の利用と駐輪に関する総合計画（案）」について（答申）案**

平成16年6月30日、豊島区は「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」（通称；自転車法）の規定に基づく当協議会を発足した。そして同日、当協議会は豊島区長から、「自転車等の駐車対策に関する総合計画」の策定についての諮問を受けた。

豊島区では、昭和63年に放置防止条例および自転車等駐車場条例を策定し、以来、駐輪場の整備、放置禁止区域の指定、放置自転車の撤去活動、そして自転車の適正利用の啓発活動など、基礎的自治体として主導的な立場で自転車問題に取り組んできた。こうした施策は、これまでは主に区が単独で、放置自転車で現実に困っている地元の要望に応えるかたちで実施されてきたものである。近年では、これら自転車対策に要する事業経費は、年平均で約8億円におよび、豊島区全体の施策の中でも大きな負担となっている。

いうまでもなく、放置を引き起こす直接の原因は自転車を利用する者にある。しかし、現実に社会問題化している大量の放置自転車を前にして、これからは行政だけが力を入れて施策に取り組む時代ではなく、また単に利用者のモラルの向上を訴えかけるだけの理念的な施策のみでも、問題の根本的解決にはならない。

自転車は本来、地球環境にやさしい乗り物であり、都市においては便利で重要な「交通手段」でもある。自転車を「悪者」にしないためにも、我々協議会委員は、ハード・ソフト両面の施策を自転車利用者・行政・そして関係団体等の各々が主体となって責任と役割を十分に果たしつつ、互いの連携のもとに協働で対応していくことが何よりも大切であるとの認識に至った。

このたび、当協議会が答申する計画案は、以上のような考え方に基づいて、各委員の協力により取りまとめたものである。特に、計画の根幹ともいえる各駅ごとの駐輪場の整備方針をまとめるにあたり、各鉄道事業者から用地の無償提供等の多くの協力提案をいただき、計画案の実行性が確認されたことは大きな成果である。

なお、当協議会への諮問に際し、「自転車等の駐車対策に関する」とされていた計画の標題については、会議の検討の過程において、単に自転車の駐車問題に留まらず、その利用に関する総合的な施策の指針も示すものとすべきという議論があった。また「まちづくり」の一環として「駐輪」問題を考えるべきという議論の中から、「豊島区自転車等の利用と駐輪に関する総合計画（案）」とし、「適切な自転車利用と快適なまちづくりのために」という副題を付して答申するものである。